

1. 東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、製品やサービスの生産から流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<製造段階での環境配慮>

- ①再生材料(再生紙、再生樹脂等)を使用したもの
- ②余材、廃材(間伐材、小径材等)を使用したもの
- ③再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ④使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑤修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑥梱包・包装が容易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑦分別廃棄やリサイクルがしやすい(単一素材、分離可能等)もの
- ⑧回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑨耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<その他の環境配慮>

- ⑩製造・使用・廃棄等の各段階で、有機物質を使用又は排出しないもの
- ⑪製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質(温室効果ガス等)の使用、排出が少ないもの
- ⑫その他

2. 環境によりよい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における送料の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。